

# 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」における罰則の強化等に反対する 会長声明

## 第1 声明の趣旨

当会は、政府が2015年3月6日に提出した出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の一部を改正する法律案（以下「本改正案」という。）に対し、以下のとおり反対する。

### 1 罰則の新設・強化について

「偽りその他不正の手段により」上陸許可や在留資格変更許可等を受けた場合に「3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金」等を科する規定、及び営利目的で上記行為の「実行を容易にした者」に「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」等を科する規定を新設することについて反対する。

### 2 在留資格取消事由の拡大について

在留資格取消の対象について、所定の活動を継続して3か月以上行わないで在留している場合（現行法）に加え、所定の活動を行わず、「他の活動を行い又は行おうとして在留している」場合も在留資格取消事由とすることについて反対する。

## 第2 声明の理由

### 1 罰則の新設・強化について

#### （1）立法事実の不存在

本改正案にかかる立法の背景について、政府は、2014年12月10日に閣議決定した『「世界一安全な日本」創造戦略』が、「不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進」を掲げ、不法滞在者及び偽装滞在者の積極的な摘発など取締りを強化するとしていることを挙げる。

しかし、政府統計によれば、不法残留者数は、1993年の29万人強に比し、2015年1月には約6万人と、この20年間強でおよそ5分の1までに減少している。また、2014年末時点での中長期の外国人在留者は176万人強であるのに対し、上陸と在留関係手続での不正行為を理由に在留資格を取り消された者の数は、2014年の1年間で200名弱である。

これらの事実に鑑みれば、不法滞在者及び偽装滞在者の積極的な取締りを強化し厳罰化を図る必要性は見出せず、本改正案について立法事実が存在しない。

#### （2）濫用の可能性

本改正案に定める「偽りその他不正の手段により」との要件は不明確であり、申請書等の記載事項の真実性が証明できなかった場合にも処罰の対象となる等、濫用的な告発によって処罰の対象者が不当に拡大するおそれがある。

すなわち、入国在留関係手続の記載事項の裏付け調査は困難な場合があり、勤務内容の専門性や内縁関係などの生活事実のように評価を含んだ事実を記載した場合、判断者により真実性の判断が異なるおそれがある。そのため、濫用的な告発により、申請者本人だけでなく、親族や雇用主、申請代理・取次を行う弁護士や行政書士、その他多数の関係当事者に対しても「共犯」として捜査及び訴追が及ぶおそれがある。

また、申請行為を代理する弁護士等の調査能力にも限界があるところ、記載事項に事実と違う記載があった場合に、「営利の目的」で「実行を容易にした」とされ、未必の故意があるとして訴追される危険性がある。このことは、弁護士等の職務行為に対する不当な介入を招くおそれが大きい。

### **(3) 難民認定申請を萎縮させる危険性**

本邦へ入国する難民申請者は、観光や親族訪問等の上陸目的を入国審査官に告げて、「短期滞在」等の在留資格を一時的に取得し、その後に難民認定申請をする場合が多い。迫害を逃れてきた者がまず安全な場所を得ようとするこのような行動は、一概に非難することはできないが、本改正案によれば、かかる場合にも「偽りその他不正の手段により」上陸許可を得たとして処罰の対象となるおそれがある。

本改正案によれば、このような場合であっても難民に該当すること等の証明があった場合には刑が免除されるとしているが、その証明に失敗すれば処罰の対象となることになる。この点に関連して、本邦における難民認定者数は極めて僅少であることに鑑みれば、難民認定申請をすることが結果として処罰を受ける危険性を増大させることとなり、申請に対する不当な萎縮効果を与えるおそれがある。さらに、難民該当性は否定されたが、国際条約や人道的理由に基づいて在留が許可されるいわゆる「補完的保護」を受ける者も処罰の対象となり、明らかに不合理である。

## **2 在留資格取消事由の拡大について**

本改正案は、入管法「別表第一」の就労等の在留資格を有する外国人の在留資格取消事由につき、活動を継続して3か月以上行わないで在留している場合（現行法）に加え、所定の活動を行わず、「他の活動を行い又は行おうとして在留している」場合も在留資格取消事由とする。

本改正案によれば、例えば、就労等の在留資格を有する者が、退職等によって所定の活動を行わなくなったとされた場合は、新たな勤務先を探す暇もなく在留資格取消

の対象となり得ることとなり，明らかに不合理である。

また，他の活動を「行おうとしている」という要件は極めて不明確であり，入国当局の恣意的な判断によって在留資格取消の対象となり得る。

そもそも，在留資格が予定する活動を行わない者に対しては，在留期間更新許否の審査や現行規定に基づく在留資格取消制度の適切な運用によって十分対応が可能であり，本改正案のような在留資格取消事由の拡大の必要性はない。

### 3 結論

以上の理由より，当会は本改正案に対して反対する。

平成 27 年 8 月 4 日

茨城県弁護士会  
会長 木島 千華夫